

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月16日

静岡県公立大学法人 理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人 理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52 番 1 号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施 第2008号

(2) 業務名

令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田 地内

(4) 業務概要

静岡県立大学草薙キャンパスの電気、空調、給排水設備等を安全かつ効率的に運転操作し、また、適切な保守点検整備を行うことにより、その機能を十分発揮させ、快適な環境をつくり、事故の予防に努めるとともに災害時には適切な措置をとることを目的とする。

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿において、設備保守管理（営業種目4）中以下の細目の登録があること。

- 1 空気環境測定
- 10 受変電設備
- 11 非常用発電設備
- 13 電気一般（屋内配線・照明等）設備
- 15 ボイラー
- 16 空気調和設備
- 17 冷凍機
- 18 冷却塔
- 19 送風機、排風機
- 20 冷温水発生装置
- 22 監視制御設備
- 23 給排水設備（水処理設備を含む）

(3) 次に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に配置できること。

- ア 建築物環境衛生管理技術者……………2人
- イ ボイラー技士（2級以上）……………2人

- ウ 危険物取扱者（甲種又は乙種4類）……………3人
- エ 消防設備士（甲種、乙種）又は消防設備点検資格者…2人
- オ 電気主任技術者（第3種以上）……………2人
- カ 電気工事士（第2種以上）……………6人

- (4) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に記載されている本社又は本社から委任を受けた営業所が静岡市内にあること。
- (5) 令和2年4月1日以降、延床面積 30,000 m<sup>2</sup>以上の建物の設備保守管理業務を1年以上誠実に履行した実績があること。
- (6) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

### (1) 配布期間

公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

### (2) 配布方法

- ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。
- イ WordやExcelデータを希望する場合は、上記2の場所にて直接配布する。

## 6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

### (1) 提出期間

公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く）の午前9時から午後4時まで

### (2) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- イ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 配置予定技術者名簿及び基準を満たす技術者であることを証する書面の写し
- エ 上記4(5)の実績が確認できる書類（契約書の写し等）

オ 返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手 460 円分貼付のこと）

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年3月12日（木）午後4時30分

(2) 入札執行場所

静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学 一般教育棟2階 2218 演習室

なお、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者の入札

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、静岡県立大学事務局総務部施設室（電話番号 054-264-5105）とする。

(4) 現場説明会は実施しない。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

## 入札説明書

令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和8年2月16日

2 入札執行者 静岡県立大学法人 理事長 今井 康之

3 担当部署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号  
静岡県立大学事務局総務部施設室  
電話番号 054-264-5105

#### 4 業務委託内容等

(1) 入札番号 施 第2008号

(2) 業務名 令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託

(3) 業務場所 静岡県立大学草薙キャンパス各棟及びその関連施設

(4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパスの電気、空調、給排水設備等を安全かつ効率的に運転操作し、また、適切な保守点検整備を行うことにより、その機能を十分発揮させ、快適な環境をつくり、事故の予防に努めるとともに災害時には適切な措置をとることを目的とする。

#### 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 静岡県立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿において、設備保守管理（営業種目4）中以下の細目の登録があること。

1 空気環境測定

10 受変電設備

11 非常用発電設備

13 電気一般（屋内配線・照明等）設備

15 ボイラー

16 空気調和装置

17 冷凍機

18 冷却塔

19 送風機、排風機

20 冷温水発生装置

22 監視制御設備

23 給排水設備（水処理設備を含む）

(3) 次に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に配置できること。

ア 建築物環境衛生管理技術者……………2人

イ ボイラー技士（2級以上）……………2人

ウ 危険物取扱者（甲種又は乙種4類）……………3人

エ 消防設備士（甲種、乙種）又は消防設備点検資格者…2人

オ 電気主任技術者（第3種以上）…………… 2人

カ 電気工事士（第2種以上）…………… 6人

(4) 静岡県庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に記載されている本社又は本社から委任を受けた営業所が静岡市内にあること。

(5) 令和2年4月1日以降、延床面積 30,000 m<sup>2</sup>以上の建物の設備保守管理業務を1年以上誠実に履行した実績を有すること。

(6) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## 6 入札参加資格確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成の上、提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書、資料及び返信先を明記した長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月2日（月）までに郵送にて発送する。

(3) 申請書は、様式第1号により作成すること。

(4) 資料は次によるものとする。

- ア 静岡県庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査結果通知の写し
- イ 配置予定技術者名簿及び基準を満たす技術者であることを証する書面の写し
- ウ 上記5(5)の実績が確認できる書類（契約書の写し等）

(5) その他

- ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。
- エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。
- カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明を求める場合には、通知を受けた日から令和8年3月9日（月）まで（ただし、土曜日及び日曜日は除く）の午前9時から午後4時までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。
- (3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年3月11日（水）までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2) の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 設計書、仕様書及び入札書等の配布

設計書及び仕様書（以下「設計図書」という。）並びに入札書の配布を次のとおり行う。

- (1) 配布期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで
- (2) 配布方法
  - ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。
  - イ WordやExcelデータを希望する場合は、上記3の場所にて直接配布する。

9 現場説明会

現場説明会は実施しない。

10 入札

- (1) 日 時 令和8年3月12日（木）午後4時30分
- (2) 場 所 静岡市駿河区谷田52番1号  
静岡県立大学 一般教育棟 2218 演習室
- (3) その他
  - ア 郵送又は電送による入札は認めない。
  - イ 入札書の提出に当たっては、以下の図を参考にして封印の上、表面に「入札番号、何々業務入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所氏名を記載すること。なお、再度入札においても同様とする。



予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

16 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払条件

毎月の分割払いとする。

18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 契約書案、仕様書及び入札心得は、静岡県立大学事務局総務部施設室で配布する。

様式第1号

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

また、本件公告4(3)に記載された技術者等を確実に配置できることを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 件名 令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託
- 3 場所 静岡市駿河区谷田 地内

(用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

## 入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 施 第 2008 号
- 2 件 名 令和 8 年度 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託
- 3 場 所 静岡市駿河区谷田 地内

上記の業務を下記の金額で請け負いたく申し込みます。

	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
入札金額										(税抜)

令和 年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

印

代 理 人

氏 名

印

# 委 任 状

下記業務につき \_\_\_\_\_ を

代理人の印

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

- 1 入 札 番 号
- 2 件 名
- 3 場 所

施 第 2008 号  
令和 8 年度 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託  
静岡市駿河区谷田 地内

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
氏 名

印

(案)

令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託契約書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 業務名 令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託
- (2) 業務場所 静岡市駿河区谷田 地内
- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 別添の仕様書及び設計書のとおり

（注意義務）

第2条 乙は、関係諸法令及び甲が定めた仕様書その他関係諸規則を遵守し、委託の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（申出義務）

第3条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適当な箇所があると認めるとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲の不利となるような事情が生じたときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託費及び支払方法）

第4条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、  
金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額とする。

3 月毎の委託費の額は、別紙「月別委託費支払内訳書」によるものとする。

4 甲は、乙から委託業務完了後に提出される適法な請求書を基に、業務完了月の翌月末までに乙に対して第3項の金額を支払うものとする。ただし、支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日に支払うものとする。

（契約の変更）

第5条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

（契約の解除）

第7条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者  
ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。

(8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。

3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 乙が委託業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 前条第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、前条第2項又は第3項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(委託業務実施計画書の提出)

第9条 乙は、委託業務の実施について、この契約締結後直ちに委託業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙から提出された書類の内容に不適当な箇所があると認めるときは、乙に指示してそれを変更し、又は修正させることができる。

(処理状況の報告等)

第10条 乙は、毎日の委託業務の実施後、別に定める様式による業務報告書（日報）を作成し、甲に提出し、承認を受けなければならない。

2 乙は、委託業務完了後、直ちに委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(現場責任者)

第11条 乙は、委託業務の円滑なる実施のため、次の事項について乙を代理して処理に当たる現場責任者を選任するものとする。

(1) 委託業務処理に当たる乙の従業員（以下「従業員」という。）の指揮監督及び作業全般の把握

(2) 委託業務履行に関する甲との業務連絡及び調整

(3) その他本契約の目的達成に必要な事項

2 甲は、委託業務の履行に関する委託者としての注文、指示などは乙の選任した現場責任者に対して行うものとする。

(電気主任技術者の選任等)

第12条 乙は、委託業務遂行に当たって、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行う電気主任技術者を派遣するものとする。

2 前項の電気主任技術者の選任は、甲において行うものとする。

(選任技術者の不在時の対応)

第13条 法令による選任技術者が病気その他やむを得ない事由により不在となる場合には、その業務の代行者を甲、乙協議の上、あらかじめ指名しておくものとする。

(選任技術者の報告)

第14条 電気主任技術者その他法令による選任技術者が行う業務上重要な事項について、甲、乙それぞれに連絡、報告及び調整を行うものとする。

(法令上の責任)

第15条 乙は、委託業務の処理に当たり乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(職務規律の保持)

第16条 乙は、委託業務に従事する乙の従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び作業規律の維持に責任を負うものとする。

2 乙は、乙の定める制服を着用させ氏名を明示し、乙の従業員であることを明確にするものとする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務を処理する上で知り得た秘密及び大学の事務のうち一般に公表されていない事項を第三者に漏らしてはならない。

(臨機の措置)

第18条 乙は、委託業務の実施上緊急やむを得ないときは、臨機の措置を執らなければならない。

2 乙は、前項の措置を執ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

3 甲は、特に必要と認めるときは、乙に対して所要の措置を指示することができる。この場合において、乙は、直ちに応じなければならない。

(別途業務の費用)

第19条 甲が委託業務以外の業務を乙に依頼した場合には、甲は乙に対して別途その費用を支払わなければならない。

(管理物件の小修理等)

第20条 管理物件の日常使用による消耗、破損及び故障の小修理は、適宜乙がこれを行う。ただし、管理物件の基本的修理、設備の取替又は新設については、甲がその修理を決定するものとする。

(通知義務)

第21条 乙は、委託業務遂行中に事故発生のおそれがあるとき、又は事故が発生した場合には、遅滞なく甲にその状況を通知し、速やかに甲の指示を受けその処理に当たるものとする。

2 乙は、委託業務遂行中に設備上不備が認められる事項又は故障を発見した場合には、その事実と処理方法を明らかにして、速やかに甲に報告し、処理解決に当たるものとする。

3 甲が設備の全部又は一部の変更、撤去あるいは修理及び設備の機能に影響を及ぼすと思われる工事を必要とするときは、あらかじめ乙に通知するものとし、甲、乙協力して設備の保全にあたるものとする。

(施設等の使用)

第22条 甲は、乙が委託業務を実施するに当たり、必要な範囲内において建物の一部を従業員控室及び工具資材置場(付帯する電話、用水、電力、ガス等の必要な設備を含む。)として無償で使用させるものとする。

(委託費の処理)

第23条 甲又は乙が第7条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲が認める既履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第24条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第25条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号  
静岡県公立大学法人  
理事長 今井 康之

(乙)

(別紙)

令和8年度 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託  
月別委託費支払内訳書

月別の支払金額については、下表のとおりとする。

支払月	金額	業務内容
令和8年5月	円	4月実施分
令和8年6月	円	5月実施分
令和8年7月	円	6月実施分
令和8年8月	円	7月実施分
令和8年9月	円	8月実施分
令和8年10月	円	9月実施分
令和8年11月	円	10月実施分
令和8年12月	円	11月実施分
令和9年1月	円	12月実施分
令和9年2月	円	1月実施分
令和9年3月	円	2月実施分
令和9年4月	円	3月実施分
合計	円	

## 静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託仕様書

静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託については、契約書に定めるほか、本仕様書及び設計書の定めるところによる。

### 1 業務目的

静岡県立大学草薙キャンパスの電気、空調、給排水設備等を安全かつ効率的に運転操作し、また、適切な保守点検整備を行うことにより、その機能を十分発揮させ、快適な環境をつくり、事故の予防に努めるとともに災害時には適切な措置をとることを目的とする。

### 2 業務対象

静岡県立大学草薙キャンパス各棟及びその関連施設

### 3 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和5年版）」（以下、「共通仕様書」という。）による。

### 4 勤務体制

#### (1) 設備運転保守（日常）業務

ア 業務は、24 時間体制とする。

イ 構成員は 14 名以上とし、24 時間体制に対応し常勤するものとする。（23 時から翌朝 6 時までの間は最低限監視業務のみの対応を可とするが、異常発生時には対処できる体制をとること）

ウ 日常業務には障害発生等の緊急時の対応も含むこととする。緊急時には受注者の指示に従い、速やかに現場確認し対応すること。

エ 全ての設備運転保守構成員は、学内の建築設備の設置状況、仕組み及び状態の把握に努め、効率的な運転保守業務を行うこと。

#### (2) その他の業務

指定の点検整備業務が実施できるような体制を組み、計画的に実施するものとする。

### 5 資格要件

次に掲げる基準を満たす技術者を当該業務に配置できること。

ア 建築物環境衛生管理技術者…………… 2 人以上

イ ボイラー技士（2 級以上）…………… 2 人以上

ウ 危険物取扱者（甲種又は乙種 4 類）…………… 3 人以上

エ 消防設備士（甲種、乙種）又は消防設備点検資格者…………… 2 人以上

オ 電気主任技術者（第 3 種以上）…………… 2 人以上

カ 電気工事士（第 2 種以上）…………… 6 人以上

### 6 業務内容

別添「設備管理業務内容」のとおり。

### 7 経費の負担

業務遂行に当たり必要となる計器、器具、工具、消耗品等は受注者の負担とする。（ボイラー点検整備業務における消耗品は除く）ただし、仕様書及び設計書に記載のない設備の維持、修繕用消耗品については発注者の負担とする。

### 8 従事者名簿及び業務責任等通知書の提出

(1) 受注者は、契約締結後速やかに委託業務に従事する者の名簿及び経歴、資格を発注者に届け出ること。従事者に異動がある場合も同様とする。

(2) 受注者は、委託業務の円滑なる管理運営のため、共通仕様書に規定してある業務責任者及び現場

責任者を定め、業務責任者等通知書を作成し提出すること。現場責任者は、委託業務従事者の行為及び作業全般についての指揮監督を行うこととする。

#### 9 現場の業務体制

受注者は本委託業務の現場作業を円滑に遂行するため、以下のとおり、現場責任者、建築担当者、電気設備担当者及び機械設備担当者を各1人以上定め、現場の業務体制を整えること。

- (1) 現場責任者：本委託業務の現場作業全般を統括し、各担当責任者を指揮監督する者とする。
- (2) 建築担当者：屋上、外壁及び建具等の建築に関する専門知識を有し、本学の建築に関する現場作業を統括し、現場責任者を補助する者とする。
- (3) 電気設備担当者：受変電、発電機、照明及び放送等の電気設備に関する専門知識を有し、本学の電気設備に関する現場作業を統括し、現場責任者を補助する者とする。
- (4) 機械設備担当者：空調、給排水及び衛生等の機械設備に関する専門知識を有し、本学の機械設備に関する現場作業を統括し、現場責任者を補助する者とする。

#### 10 委託業務実施計画書の提出

共通仕様書に規定してある委託業務実施計画書（実施体制、全体工程、有資格、その他必要事項等）を作成提出し、業務実施前に施設管理担当者の承諾を受けること。

#### 11 服務規律の保持

本委託業務をおこなう受注者の従業員は、次の服務規律に関する事項に留意すること。

- (1) 受注者の定める被服を着用し、胸部に社名及び氏名入りの名札をつけること。
- (2) 服務規律については、言動、服装及び態度等の身嗜みに注意し、教職員、学生及び来学者等と摩擦を生じないように留意すること。
- (3) 業務中の従業員は、風紀、衛生等について留意すること。

#### 12 各種報告書の提出

- (1) 日常業務に基づき、業務報告書（日報）を作成し提出すること。
- (2) 各点検整備業務実施後は、速やかに点検報告書を作成し提出すること。
- (3) 毎月の業務が終了したときは委託業務完了報告書を速やかに提出すること。

#### 13 健康診断

受注者は、通常健康診断に加え、従事者に専用水道の管理上必要な保菌検査を受けさせること。

#### 14 障害者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県公立大学法人職員対応要領」（平成28年4月1日規程第173号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

#### 15 その他

業務内容には、大学施設設備の軽微な補修及び修繕等を含むこととする。

本仕様書に示されていない細部の事項については、発注者と受注者が協議の上、対応を決定することとする。

(別添)

## 設 備 管 理 業 務 内 容

### 1 設備運転保守（日常）業務

#### (1) 監視業務

ア 防災センターの監視盤の監視・制御には必ず1名以上在勤していること。

- (ア) 発電機設備の監視
- (イ) 昇降機の運行状況の監視及び制御
- (ウ) 空調・給排水設備遠隔操作及び警報盤の監視
- (エ) 放送設備の監視
- (オ) 防災設備の監視
- (カ) 照明設備の監視
- (キ) 受変電設備の監視
- (ク) 各隔測メーターの記録管理
- (ケ) 出入口管理設備の監視

イ 担当者は、平素より現場の実態を充分理解把握し、業務の実施に当たっては、各種設備の効率的運用及び事故の防止に努めるとともに、不測の事態が発生した場合は臨機応変の処置を適切にとること。

ウ 台風、地震、その他災害の発生のおそれが報じられた場合、巡視監視を厳重に行い災害防止に努め非常体制を整えるとともに、緊急連絡の組織を明確にすること。

#### (2) 管理業務

ア 電力需要監視、熱源監視等負荷の使用状況変化により運転時間の最適化、電力使用の合理化を達成するための設備についての調査研究を行い、設備が最も有効に役立つように常に心がけること。

イ 毎月の「勤務予定表」及び「運転管理保守業務実施計画書」を前月25日までに発注者に提出すること。また期間ごとの各統計表の作成及び諸資料の準備をすること。

ウ 監督官庁の検査並びに別途保守契約による業務点検及び修理の際に、発注者の要請があったときには責任者が立ち会うこと。

エ 業務報告及び関係書類の整理と保管

業務に関する事項及び毎日の勤務状況についての所定事項を日誌及び記録書類に整理し、発注者の承認を得て完全に保管すると共に必要の都度これを発注者に提出しなければならない。

オ 整理及び保管する書類等

設備運転日誌・受変電設備日誌・発電機記録・蓄電池点検記録・ポンプ点検記録・空調機器点検記録・設備機器台帳・各種メーターの記録・スケジュール発停表・年間作業実施計画表・その他法令上必要な日誌・日報・記録簿・各設備機器のデータ表及び取扱い説明書・設備図面・その他管理上必要な書類

#### (3) 運転保守業務

運転中は常に監視盤を監視し、負荷の変動を良く認識し、負荷内容に応じて設定された機器の操作を行い、電力及び燃料の使用量軽減に努めること。保守業務に当たっては機器の機能を常に良好に保持し、又点検手入れをし、予防保全作業を定期的あるいはその都度行うものとする。運転業務は機器の運転操作、運転状況の監視及び点検運転の操作等を行うものとする。

ア 圧力、温度、レベル等を認識し、それを規定に保持し、作動に注意して完全なる運転保守を行う。

イ 電流電圧、その他設置された計器等を認識し、それを規定に保持しなければならない。

ウ 各自動機器の安全装置の機能を確認し、必要と認める装置は点検試験を行い異常の発見を速やかにすること。

エ ベルト張りと交換、グリス補充と取り替え、パッキン交換、注油、清掃等の保守作業は定期的あるいは作業の発生の都度行う。

オ 電気室、機械室、設備機器等の清掃、点検、調整等を定期的あるいは作業の発生の都度行う。

カ その他発注者が指示する事項は速やかに処理すること。また運転管理に含まれない設備の工事及び修理（改造を含む。）の必要があるときは、その理由を付して発注者に報告すること。

#### (4) 業務内容

##### ア 電気設備管理

- (ア) 変電設備日誌等の記録整理
- (イ) 受電盤及び配電盤諸計器の監視
- (ウ) 力率及びデマンド監視
- (エ) 非常用発電機の定期的試運転並びに点検手入れ
- (オ) 蓄電池の電圧、比重の監視、記録及び均等充電並びに比重の調整
- (カ) 電灯分電盤及び動力制御器盤並びに各種リレーの点検調整
- (キ) 低圧配線付属機器の点検手入れ
- (ク) 照明器具の保守及び各種電球の取り替え（体育館水銀灯も含む。）
- (ケ) 回転機器の給油状態及び自動運転装置の点検、整備、清掃
- (コ) 各種警報装置の点検及び動作試験
- (サ) 避雷針設備の点検
- (シ) 電気事業法第42条第1項の規定に基づく、電気工作物の年次点検に伴う作業
- (ス) 照度騒音測定（40ポイントについて発注者の指示に従い、8月及び3月に実施すること。）
- (セ) その他電気設備の運転及び維持管理

##### イ 空気調和設備管理（温室の空気調和設備管理も含む。）

- (ア) 冷暖房機器及び冷却塔の付属機器類の清掃、水質管理、点検調整
- (イ) 冷暖房機器の運転監視及び記録の整理
- (ウ) 自動制御機器の点検調整及びその他冷暖房機械運転に必要な機器の点検手入れ
- (エ) 空気調和機の点検
- (オ) ファン回転部の点検
- (カ) 吹出口及び吸水口の点検記録
- (キ) 吸気及び換気ファン運転並びに点検記録
- (ク) 外気及び主要な部屋の温度、湿度の計測並びにダクトダンパーの点検
- (ケ) 空調関係機器（AHU、PAC）の外部手入れ及び各部清掃
- (コ) 各ポンプのパッキング取り替え及び点検調整
- (サ) フィルターの清掃及び取替作業（水洗いできるフィルターは清掃する。）
- (シ) 薬学部棟給気口フィルターの清掃及び取替作業（水洗いできるフィルターは清掃する。）
- (ス) その他空調関係設備の運転及び配管関係の維持管理

##### ウ 給排水衛生設備管理

- (ア) 受水槽・高架水槽・消火水槽・純水タンク・膨脹タンクの点検・雨水槽の点検
- (イ) 給排水系ポンプの点検（水圧、漏水、音響、負荷電流絶縁測定の測定確認）及び整備
- (ウ) 給湯設備の点検整備
- (エ) 衛生設備の点検整備
- (オ) その他給排水衛生の維持管理に必要な点検業務

##### エ 防災設備管理

- (ア) 発報に対処する業務
- (イ) 消防用設備の外観点検  
火災報知機・防火扉・ハロンガス・非常放送・誘導灯等
- (ウ) その他防災設備の維持管理に必要な点検（法定点検を除く。）

##### オ 昇降機設備管理

- (ア) エレベーターの運転監視（異常時対応も含む。）

##### カ その他設備の管理記録整理

- (ア) 入退室管理設備・放送設備・天窓オペレーター装置

##### キ 外構関係管理

- (ア) 水銀灯の点検（外灯も含む。）

(イ) 建築物に付随している設備等

## 2 環境測定業務

### (1) 建築物衛生法に基づく測定業務

ア 2か月に1回(奇数月)実施すること。

イ 60ポイントを午前1回、午後1回測定すること。

ウ ポイント箇所については、空気環境測定に最も適した場所を選ぶこと。

エ 測定項目

(ア) 乾球温度

(イ) 湿球温度

(ウ) 相対湿度

(エ) 気流

(オ) 粉塵

(カ) 一酸化炭素

(キ) 二酸化炭素

### (2) ダニアレルゲン測定

ア 夏期(8月)実施すること。

イ 下記の居室においてサンプルを採取しダニアレルゲンの分析を行う。

(ア) はばたき棟1F 健康支援センター(医務室) 寝具

(イ) はばたき棟1F 教職員休養室 畳

(ウ) 看護棟3F 男女共同参画推進センター 畳

(エ) 学生クラブ棟 和室 畳

(オ) 図書館1F カーペット

(カ) 図書館2F カーペット

(キ) 図書館3F カーペット

(ク) 講堂 客席 合計8検体

ウ 測定方法については次による。

(ア) 掃除機によりサンプルの採集。

(イ) サンプルよりアレルゲン濃度の測定を行う。

(ウ) 判定基準は「ダニ数100匹又は、これと同等のアレルゲン量以下」とする。

(エ) その他、方法・判定は学校保健安全法に基づき行うものとする。

## 3 ボイラー点検整備業務

### (1) 対象ボイラー

ア 蒸気ボイラー(貫流ボイラー)

伝熱面積 9.91 m<sup>2</sup>・1基 区分B

伝熱面積 4.94 m<sup>2</sup>・2基 区分A(缶体・エコマイナー保証を含む)

イ 温水ボイラー

伝熱面積 29.0 m<sup>2</sup>・1基 区分B

伝熱面積 2.2 m<sup>2</sup>・2基 区分B

ウ 給湯ボイラー

伝熱面積 7.2 m<sup>2</sup>・2基 区分A

エ 無圧温水ヒーター

BH-810ECGF・2基 区分B

### (2) 業務内容

メーカー仕様による点検、整備を区分Aのものについては年2回、区分Bのものについては年1回行うこと。

## 4 貯湯槽等清掃業務

- (1) はばたき棟地下機械室ほかにある貯湯槽 (3t、3.5t、3.7t 各1槽) 及び収納ヘッダー等のさび、スケール等を除去、清掃すること。
- (2) ホットウエルタンク (0.5t、1t 各1基) のさび、スケール等を除去、清掃すること。

## 5 自家用電気工作物点検整備業務

- (1) 自家用電気工作物の点検整備に当たっては別表の定期点検等一覧表 (以下「一覧表」という。) に定める基準により行うこと。
- (2) 電気主任技術者は、一覧表に定める基準により電気工作物の保守点検業務の指導監督を行うに当たって、発注者の業務活動と調整を図りつつこれを行うこと。
- (3) 点検実施に係る仮設電源対応について、調査及び計画作成を行うこと。なお、仮設準備対応の実施については別途清算するものとする。
- (4) 点検業務は発注者が指定する日に実施すること。

## 6 ガス焚式冷温水発生機保守業務

はばたき棟地階機械室及び附属図書館機械室のガス焚式冷温水発生機を以下の要領にて保守点検すること。

### (1) 冷暖房切替保守作業

#### 1) 冷房、暖房前点検

##### ア 冷房、暖房の切替え

切替え弁を操作セットすること。

##### イ 機器関係の点検、調整

各機器外観、数値に異常がないか点検すること。また、各機器 (ポンプ類、弁類、計器類) が正常に作動するか点検し、必要に応じて調整すること。

##### ウ 燃焼系統の点検、調整

正常に燃焼するか点検し、必要に応じて調整すること。

##### エ インターロックテスト、調整

冷却水温度コントロールや起動停止の際、各機器の作動が正常かテストし、必要に応じて調整すること。

##### オ 安全装置の点検、調整

各安全装置 (凍結サーモスイッチ、冷水差圧スイッチ、再生温度、圧力スイッチ等) が正常に作動するか点検し、必要に応じて調整すること。

##### カ 容量コントロール点検、調整

冷水温度による燃料制御弁や吸収液制御弁の容量コントロールが温度調節器による設定どおり正常に働くかどうか点検し、必要に応じて調整すること。

##### キ 各部総合点検

吸収液、冷媒が正常に循環し、正常な冷凍効果が出ているか、安全運転ができるか等総合的に点検すること。

#### 2) 冷房終了点検

##### ア 機器関係の点検、調整

各機器 (ポンプ類、弁類、計器類) が正常に作動しているか点検し、必要に応じて調整すること。

##### イ 抽気ポンプ

抽気ポンプをオーバーホールすること。

##### ウ 抽気配管系統の点検

ドレンやサビの溜り、ダイヤフラムゴムの傷み等がないか点検し、不良の場合は処置すること (ダイヤフラムゴム取替え代金は別途)。

##### エ 煙管掃除

煙管にブラシを通しスス等を除去し、併せて耐火材点検とパッキン取替を行う。

#### 3) 暖房終了点検

##### ア 機器関係の点検、調整

各機器（ポンプ類、弁類、計器類）が正常に作動しているか点検し、必要に応じて調整すること。

#### 4) 電気回路点検

各ポンプの絶縁抵抗値を測定すること。また、接続部（ネジの緩み、マグネットスイッチ）等を点検すること（絶縁不良等の改修代金は別途）。

#### (2) 冷暖房中間保守作業

##### ア 機器関係の点検、調整

各機器（ポンプ類、弁類、計器類）が正常に作動しているか点検し、必要に応じて調整すること。

##### イ 燃焼系統の点検、調整

正常に燃焼するか点検し、必要に応じて調整すること。

##### ウ 安全装置の点検、調整

各安全装置（凍結サーモスイッチ、冷水差圧スイッチ、再生温度、圧力スイッチ等）が正常作動するか点検し、必要に応じて調整すること。

##### エ 容量コントロール点検、調整

冷水温度による燃料制御弁や吸収液制御弁の容量コントロールが温度調節器による設定どおり正常に働くかどうか点検し、必要に応じて調整すること。

##### オ 各部総合点検

吸収液、冷媒が正常に循環し、正常な冷凍効果が出ているか、安全運転ができるか等総合的に点検すること。

##### カ 濃度点検、調整

冷房時に、吸収液濃度、温度差を測定し、適正な値かどうか点検し、必要に応じて調整すること。

##### キ 冷却水水質の点検

冷房時に pH、電導率を測定し、適正な値かどうか点検すること。なお、異常が認められた場合は必要な処理をすること。

#### (3) 冷却水系伝熱管簡易薬品洗浄作業

##### ア ヘッダーの開閉

##### イ チューブ、ヘッダー、管板の点検

##### ウ チューブブラッシング

##### エ ヘッダー及び管板のサビ落とし及びヘッダー内面の塗装

#### (4) 吸収液分析及びインヒビター補充

冷房前点検時に、吸収液を分析し、必要インヒビター量を補充し、濃度を管理する。

### 7 自家用発電機点検業務

自家用発電機点検は、発電機、同期盤等、ディーゼル機関、ガスタービン機関についてメーカー推奨仕様による総合点検を年1回実施すること。なお、点検にはメーカー技術者を立会わせるものとする。

※ ディーゼル及びガスタービン機関：ヤンマーディーゼル製、発電機及び同期盤等配電盤：明電舎製

#### (1) ディーゼル機関、ガスタービン機関

##### ア 燃料タンク油料の適否の点検

##### イ 潤滑油冷却器の水洩れ有無の点検

##### ウ 冷却水タンク水量の適否の点検

##### エ 冷却水の水洩れ有無の点検

##### オ シリンダヘッドのガス洩れ、油洩れ、水洩れ、空気洩れ有無の点検

##### カ シリンダピストンの機能確認

##### キ ガバナの動作の良否点検

##### ク 各計器類指示値の確認

##### ケ 始動用コンプレッサ圧力、ベルトの点検

##### コ 試運転及び警報装置試験

#### (2) 発電機

##### ア 軸受油料の適否の点検、注油

- イ 振動、異音、異臭の有無の点検
- ウ 巻線、他絶縁測定
- (3) 同期盤（自動始動盤含む）
  - ア 電圧調整装置の点検及び調整
  - イ 同期調整装置の点検及び調整
  - ウ 発電機 2 台各単独、並行運転切換試験及び負荷試験
  - エ 遮断機点検及び保護継電器動作試験
- 8 空調自動制御機器点検業務  
空調自動制御機器の点検業務に当たっては、設計書に定める空調自動制御機器について年 1 回実施すること。
- 9 冷却塔清掃業務  
はばたき棟の冷却塔（300 t・2 基、252t・1 基、50 t・1 基）、薬学部棟の冷却塔（20 t・1 基）及び附属図書館（240 t・2 基）のさび、スケール等を年 1 回除去、清掃すること。
- 10 地下タンク漏洩検査業務  
はばたき棟地下にある重油タンクについて、漏洩検査を年 1 回実施すること。
- 11 ターボ冷凍機保守業務  
はばたき棟地階機械室のターボ冷凍機を以下の項目について、メーカー仕様による点検、整備を行うこと。
  - (1) 冷房オフ・イン整備
  - (2) 巡回点検（2 回／年）
  - (3) 電気盤絶縁測定、点検清掃
  - (4) 法定自主点検
  - (5) 凝縮器チューブ洗浄
- 12 給水軟化装置点検業務 MSR-40W  
はばたき棟給水軟化装置 MSR-40W 1 組の点検、整備を行うこと。（2 回／年）
- 13 フロンガス充填機器点検業務  
フロンガス充填機器の点検業務に当たっては、別表の点検対象機器について、次のとおり点検を実施すること。  
（簡易点検）  
簡易点検対象機器（309 台）について、フロン排出抑制法に基づく簡易点検を年 4 回（3 か月に 1 回）実施すること。
- 14 動物飼育系統加湿器点検整備  
動物飼育系統ガス加湿器 2 台（食品栄養科学部棟屋上 GS65-CS、薬学部棟地下 GS260-CS）の点検整備を行うこと。
- 15 仮設電源対応業務（電気設備年次点検時）  
自家用電気工作物年次点検のため全学停電を行う際、仮設電源の対応を行う。使用機材・資材・作業内容は設計書に示すとおりとする。  
なお、仮設発電機の燃料については使用数量により精算する。
- 16 直流電源装置点検  
はばたき棟地階電気室の直流電源装置の点検整備を行うこと。

(別表) 自家用電気工作物点検整備 定期点検等一覧表

対象	点検種別	外部点検			定期点検			精密点検			測定				
		No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目		
受	断路器	1	毎月	受と刃物の接触、過熱、変色、ゆるみ	1	1年	停止して受と刃の接触、過熱、ゆるみ、荒れ具合				1	1年	絶縁抵抗測定		
		2	毎月	汚損、異物付着	2	1年	損傷、亀裂				2	1年	接地抵抗測定		
		3	毎月	その他必要事項	3	1年	操作装置の機能				3	1年	その他必要事項		
変	遮断器 開閉器類	1	毎月	外観点検、汚損、空気が漏れ、亀裂、過熱、発錆、損傷、異常音指示、点灯、異臭	1	1年	停止して外部の損傷腐食、過熱、発錆、変形、ゆるみ、	1	2年	停止して内部について接触子の荒れ具合	1	1年	絶縁抵抗測定		
		2	毎月	その他必要事項	2	1年	操作具合、機構	又は一定の遮断回数による	2	操作機構及び付属装置の各部点検	2	1年	接地抵抗測定		
		3	毎月		3	1年	付属装置の状態		3		遮断速度測定（開極投入時間最小動作電圧及び電流の測定を含む）	3	1年	遮断器動作特性	
					4	1年	接地線接続部	4	1年	その他必要事項		4	5年	真空バルブの劣化測定	
					5	1年	制御回路の機能			5		1年	保護継電器の動作特性試験		
					6	1年	その他必要事項			6	1年	その他必要事項			
設	母線	1	毎月	必要により特定部位のものについて行う。 (点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜すい)	1	1年	母線の高さ、たるみ、他物との離隔距離、腐食、損傷、過熱	1	3年	必要により特定対象を定めて行う。 (点検箇所、ねらいは定期巡視点検より抜すい)	1	1年	絶縁抵抗測定		
				その他必要事項	2	1年	接続部分、クランプ類の腐食、損傷、過熱、ゆるみ	2	1年	その他必要事項	2	1年	その他必要事項		
		2	毎月		3	1年	がいし類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみ								
					4	1年	その他必要事項								
備	受電用 変圧器	1	毎月	本体の外部点検、漏油、損傷、汚損、変形、ゆるみ、発錆、腐食、振動、音響、油量、温度	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、油量	1	5年	停止して内部について点検	1	1年	絶縁抵抗測定		
		2	毎月	付属装置の点検動作状態、取付状態 その他必要事項	2	1年	付属装置各部の点検（機能及び状態）	10	10年	(コイル接続部、リード線、鉄心、その他各部)	2	1年	接地抵抗測定		
		3	1年		油の汚れ、必要により特性調査	2	5年	付属装置及び機器の内部点検	3	1年	保護継電器の動作特性試験				
		4	1年		接地線接続部	3	1年	その他必要事項	4	1年	その他必要事項				
		5	1年		その他必要事項										
計	器用 変成器	1	毎月	外部の損傷、腐食、発錆、変形、汚損、温度、音響、ヒューズの異常	1	1年	停止して各部の損傷、腐食、接触、発錆、ゆるみ、変形、きれつ、汚損、ヒューズの異常				1	1年	絶縁抵抗測定		
		2	毎月	その他必要事項	2	1年	接地線接続部				2	1年	接地抵抗測定		
					3	1年	その他必要事項				3	1年	その他必要事項		



点検種別		外部点検			定期点検			精密点検			測定		
対象	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	No	周期	点検項目	
負荷	電動機 その他回転機	1 毎日	運転者が音響、回転、過熱、異臭、給油状況などについて注意する。 その他必要事項	1 3月 2 1年 3 1年 4 1年 5 1年	音響、振動、温度 停止して各部の汚損、ゆるみ、損傷、伝達装置の異常など 外部点検を行う。 制御装置点検 接地線接続部 その他必要事項	1 3年 2 1年	必要により特定対象を定めて行う。温度上昇等を考慮し内部分解点検、コイル、軸受、通風、付属装置などの手入れ その他必要事項	1 1年 2 1年 3 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 その他必要事項				
	照明装置	1 毎日 2 毎月	使用者が異音、汚損、不点、温度、臭気過熱などに注意する。 その他必要事項	1 1年 2 1年	照明効果、汚損、音響、温度 その他必要事項			1 1年 2 1年 3 1年 4 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により照度測定 その他必要事項				
設備	配線及び配線器具			1 1年 2 1年 3 1年	開閉器の点検（湿気、じんあい等に注意） 器具の損傷、腐食、分電盤スイッチ、ヒューズの適正及びゆるみ、加熱 その他必要事項	1 2年 2 1年	許容電流と負荷電流の確認 その他必要事項	1 1年 2 1年 3 1年 4 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 必要により配線用遮断器及び漏電遮断器の特性試験 その他必要事項				
	原動機関係	1 毎月 2 毎月 3 毎月 4 毎月	燃料系統、冷却水系統の漏水 機関の始動停止試験 始動用空気タンクの圧力とドレンの排出 始動用バッテリー電圧 その他必要事項	1 1年 2 1年 3 1年	機関主要部分の点検 各種弁の作動 その他必要事項	1 3年～ 5年 2 1年	内燃機関の分解点検 その他必要事項	1 1年	シーケンス試験				
非常用予備発電装置	発電機関係		電動機その他回転機と同じ		電動機その他回転機と同じ		電動機その他回転機と同じ	1 1年 2 1年 3 1年 4 1年	絶縁抵抗測定 接地抵抗測定 継電器試験 シーケンス試験				
	配電盤		受変電設備と同じ		受変電設備と同じ		受変電設備と同じ		受変電設備と同じ				

令和8年度

静岡県立大学草薙キャンパス設備管理業務委託 設計書

場所 静岡市駿河区谷田 地内

静岡県公立大学法人

## 概要

静岡県立大学草薙キャンパスの設備管理業務を委託し、良好な教育、研究環境の維持を図る。



符号	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
1	設備運転保守業務						
	電気主任技術者	1人	12	月			
	一般設備員	13人	12	月			
	小計						
2	環境測定業務						
	空気環境測定業務	60ポイント	6	回/年			
	ダニアルルゲン測定業務	8ポイント	1	回/年			
	小計						
3	ボイラー点検整備業務						
	蒸気ボイラー (図書館)	1基(伝熱面積9.91㎡)	1	回/年			
	蒸気ボイラー (はばたき棟)	2基(伝熱面積4.94㎡) 缶体・エコマイグラー保証を含む	2	回/年			
	温水ボイラー (はばたき棟)	1基(伝熱面積29.0㎡)	1	回/年			
	温水ボイラー (温室)	2基(伝熱面積2.2㎡)	1	回/年			
	給湯ボイラー (はばたき棟、経営情報棟)	2基(伝熱面積7.2㎡)	2	回/年			
	蒸気安全弁		1	式			
	無圧温水ヒーター(食品棟)	BH-810ECGF 2基	1	回/年			
	小計						
4	貯湯槽等清掃業務						
	貯湯槽清掃	3t、3.5t、3.7t 各1槽	10.2	t			
	ホットウエルタンク	0.5t、1t 各1槽	1.5	t			
	給湯ヘッダー		6	台			
	小計						
5	自家用電気工作物点検整備業務						
	高圧回路絶縁測定		1	式			
	低圧回路絶縁測定(変電室)		1	式			
	保護経電器試験						
	ア 過電流継電器特性試験		40	対			
	イ 地絡継電器動作試験		3	台			
	ウ 過電圧継電器特性試験		2	台			
	エ 不足電圧継電器特性試験		11	台			
	オ 方向性地絡継電器 動作試験		16	台			
	カ 電圧継電器動作試験		2	台			
	キ 真空遮断器動作試験		46	台			



符号	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
8	空調自動制御機器保守業務						
	(1) はばたき棟						
	①排ハロンファン制御		1	式			
	②ホップ制御		1	式			
	③CT-11 冷却塔制御		1	式			
	④CT-12 冷却塔制御		1	式			
	⑤CT-13 冷却塔制御		1	式			
	(2)食品栄養科学部棟						
	①PAC-5R01 空調機制御		1	式			
	②PAC-5R02 空調機制御		1	式			
	③パッケージ制御 タク外静圧制御		1	式			
	④パッケージ制御 SPF飼育室・前室4		1	式			
	⑤パッケージ制御 マウス飼育室2		1	式			
	⑥パッケージ制御 マウス飼育室1		1	式			
	⑦パッケージ制御 実験室・前室2.3		1	式			
	⑧CAV制御		1	式			
	⑨中央監視確認作業		1	式			
	⑩3階低温室制御		1	式			
	⑪温湿度計測		1	式			
	(3)体育館						
	①ダンプ切換制御		1	式			
	(4)教育文化施設棟						
	①AHU-9-1 大・小講堂空調機制御		1	式			
	②NAV制御		1	式			
	③大講堂 夏-冬到達距離切替制御		1	式			
	④膨張タンク液面制御		1	式			
	⑤CT-10-1 冷却塔制御		1	式			
	⑥CT-10-2 冷却塔制御		1	式			
	⑦ホットウェルタンク 冷却塔制御		1	式			
	⑧膨張タンク制御		1	式			
	(6)食品栄養科学部2号棟						
	①膨張タンク制御		1	式			
	②給湯廻り制御及び純水制御		1	式			

符号	名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
	(7)看護学部棟						
	①AHU-11-1 4階系統 合同講義室空調機制御		1	式			
	②AHU-11-2 4階系統 会議室南空調機制御		1	式			
	③AHU-11-3 4階系統 会議室北空調機制御		1	式			
	④膨張ツク制御		1	式			
	小計						
9	冷却塔清掃業務	はばたき棟4、薬学部棟1、図書館2					
	清掃作業	300t 2基、252t 1基、 50t 1基、20t 1基、240t 2基	1	回/年			
	試運転調整		1	回/年			
	小計						
10	地下タンク漏洩検査業務						
	ツク気相部及び連結配管漏洩検査費		1	式			
	吸引管加圧テスト費		1	式			
	液相部漏洩検査費		1	式			
	検査結果報告書作成	消防提出用	1	式			
	機器運搬費及び機器損料		1	式			
	小計						
11	ターボ冷凍機(300URT)保守業務	AART-30					
	冷房オフ・イン整備		1	基			
	巡回点検(2回/年)		1	基			
	電気盤絶縁測定、点検清掃		1	式			
	法定自主点検		1	式			
	凝縮器チューブ洗浄		1	式			
	小計						
12	給水軟化装置点検業務	MSR-40W					
	点検作業(2回/年)		1	式			
	小計						
13	フロンガス充填機器点検業務						
	簡易点検作業(4回/年)		309	台			
	小計						
14	動物飼育系統加湿器点検整備						
	(1)ガス加湿器(食品栄養科学部棟 屋上)	GS65-CS	1	式			
	(2)ガス加湿器(薬学部棟 地下)	GS260-CS	1	式			
	小計						

